

令和8年度こどもルーム継続入所手続のご案内

1 申請期間等

申請期間	10月15日(水)から11月17日(月)まで ※こどもルーム休所日を除く ※期限厳守です。提出期限を過ぎると受付できません
提出先	在籍しているこどもルーム

※新たに弟妹が入所する場合、上記期間内であれば同時にご提出いただくことができます(提出用封筒に同封してください。新規のお子様分については、封筒の氏名欄の前(欄外)に「新」とご記入ください)

2 申請書類

① 申請書等(全員共通)

- ☐ こどもルーム入所許可申請書兼保育料減額・免除申請書
- ☐ 児童票(緊急時連絡票及び健康・生活状況申告票)
- ☐ こどもルーム入所及び入所決定後に係る承諾書兼誓約書(表面)
- ☐ 保護者が監護できない理由を証明する書類(下表のいずれか該当する書類 ※保護者全員分)

監護できない理由	必要書類	備考(入所可能期間等)
㉠ 就労 保護者1人あたりの月の就労時間が48時間以上であること (居宅、フルタイム、パートタイム、夜間、自営等就労形態は不問)	☐ 就労証明書 ※以下該当する場合のみ (自営業の場合) ☐ 自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届など) (変則勤務の場合) ☐ 直近のシフト表等(勤務先が発行したもの)	●年度末まで ※就労証明書の有効期間は <u>3ヶ月間</u> です
㉡ 就労内定等 就労内定又は復職予定であること (㉠の就労条件を満たしていること)	☐ 雇用期間前の就労証明書 (証明日から <u>3か月以内のもの</u>)	●雇用開始日又は復職予定日から3か月(雇用期間中の就労証明書の提出により期間延長が可能)
㉢ 妊娠又は出産 産前産後であること	☐ 母子健康手帳の記名のある表紙と出産予定日の記載があるページ(写)	●出産予定日8週間前から出産後8週間の翌日が属する月の末日まで
㉣ 疾病又は障害等 常態として、保育ができない状況であること	☐ 保育ができない旨の診断書(原本)又は各種障害者手帳(写)	●添付書類内容による (更新後の障害者手帳の提出により期間延長が可能)
㉤ 介護又は看護等 常態として、親族の介護又は看護が必要であり、保育ができない状況であること	☐ 常時支援(介護・看護)申立書 ☐ 被支援者の診断書(写)	●添付書類内容による
㉥ 求職活動 求職活動を継続的に行っていること	☐ 求職活動についての誓約書 (求職活動開始後に求職活動状況申告書の提出が必要)	●3か月 (就労証明書の提出により期間延長が可能)
㉦ 就学 学校教育法に基づく就学先職業訓練校に在籍していること(㉠の就労時間と同程度の就学時間であること)	☐ 在籍証明書(原本)又は学生証(写) ☐ 時間割等就学時間が確認できる書類	●就学期限日の属する月まで

※就労証明書等について、保育所への入所申請などで、別途市にご提出いただいている場合は、証明日が有効期間内(書類提出日から3ヶ月以内)であれば、その写しをご提出いただけます

※兄弟姉妹を同時に申請する場合、原本は1部のみで構いません。弟妹分は写しを提出してください

※「保護者が監護できない理由を証明する書類」の内、就労証明書以外の書類は、こどもルーム及び市保育課で配布しています(市 HP からプリントアウトすることもできます)

裏面に続く⇒

② その他必要書類(該当する方のみ提出してください)

内容	必要書類
「ひとり親家庭」に該当する場合 ※毎年度提出が必要です	☐ 保護者と児童が記載された戸籍謄本 ※市の子育て支援課で「ひとり親家庭登録」をされている方は提出不要です。その場合は、登録している旨をお申し出ください
「非課税世帯」に該当する場合 ※生計状況によっては、別世帯であっても同居する方の証明が必要になる場合があります	次のいずれかが該当する書類をご提出ください。 <u>令和7年1月1日より前から四街道市にお住まいの方</u> ☐ 地方税関係情報の取得に係る同意書(市の書式) <u>令和7年1月1日以降に四街道市に転入された方</u> ☐ 課税証明書(令和7年度課税(令和6年所得)) ※ <u>こどもルーム入所許可申請書兼保育料減額・免除申請書の裏面にマイナンバー(個人番号)ご記入いただいている場合は、提出を省略できます</u> ※いずれの場合も、税申告されていることが前提です。税申告をされていない場合、申告が必要です(扶養に入られている場合は、申告不要です)
「生活保護世帯」に該当する場合	☐ 生活保護の受給を証明する書類
入所児童が医療的ケアを必要とする場合	☐ 医療的ケアを必要とする児童の保育に係る同意書(市の書式) ※こどもルーム入所及び入所決定後に係る承諾書兼誓約書の裏面 ☐ 医療的ケアに関する主治医意見書兼指示書(市の書式)

3 入所許可申請の留意事項

- 書類に不備があった場合、こどもルームを通じて、書類一式全てを返却させていただきます。再提出期限までにご提出いただけない場合、入所を許可できないことがあります。
- 申請内容に虚偽が認められた場合は、入所許可決定後でもその許可を取り消すことがあります。
- 過去にこどもルーム保育料の未納がある場合、申請期限内に提出がなかった場合などは、入所を許可できないことがあります。(納付について、保育課に相談いただくこともできます)
- 入所許可決定通知は、令和8年2月中に発送予定です。

【問合せ先】

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
 四街道市健康こども部保育課 学童・幼稚園係
 TEL. 043-420-7526